平成３０年（フ）第４１号
滋賀県近江八幡市田中江町614番１
債務者　ＮＰＯ法人ゆうすい
代表者理事　西居　英詞
１　決定年月日時　平成30年４月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　生駒　英司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月23日午前11時
大津地方裁判所彦根支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第４９１号
福岡市博多区吉塚６丁目５番29―1305号、住民票上の住所福岡市東区箱崎４丁目５番２―502号
債務者　納戸　康貴
１　決定年月日時　平成30年４月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大神　昌憲
４　破産債権の届出期間　平成30年６月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月５日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３２５号
千葉県市原市石川306番地238
債務者　髙品　直美（旧姓髙橋）
１　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小西　朱見
４　破産債権の届出期間　平成30年５月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月８日午後２時
６　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４０４号
千葉県船橋市三咲４丁目７番19号　エレガンシアⅠ―104号
債務者　岡川　雄一
１　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石川さやか
４　破産債権の届出期間　平成30年５月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月13日午後２時
６　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１６８号
群馬県伊勢崎市境保泉693番地１
債務者　服部　友義
１　決定年月日時　平成30年４月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　青木　正人
４　破産債権の届出期間　平成30年６月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月９日午後２時15分
６　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成３０年（フ）第３４５号
千葉県八千代市勝田台北２丁目23番９号　エステートピアふじ101
債務者　鈴木　淳一
１　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉川　尚志
４　破産債権の届出期間　平成30年５月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月18日午後２時
６　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４０８号
千葉市稲毛区園生町451番地15　プラザ園生207号
債務者　根本佳小里（旧姓嶋田）
１　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　生稲めぐみ
４　破産債権の届出期間　平成30年５月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月18日午後３時
６　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第７号
秋田県鹿角郡小坂町小坂字中前田40番地16、住民票上の住所秋田県鹿角郡小坂町大地字村沢38番地１
債務者　澤田陸奥男
１　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川田　繁幸
４　破産債権の届出期間　平成30年５月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月12日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成３０年（フ）第９６号
岩手県花巻市大通り１丁目８番４号
債務者　赤沼　重子
１　決定年月日時　平成30年４月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　東海林利哉
４　破産債権の届出期間　平成30年５月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月26日午後２時45分
６　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第４０５号
千葉県習志野市谷津４丁目８番41―1004号
債務者　平崎　克聡
１　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大島　繁幸
４　破産債権の届出期間　平成30年５月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月３日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３８４号
千葉市緑区越智町705番地372
債務者　大藪　敏雄
１　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平木　正雄
４　破産債権の届出期間　平成30年５月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月６日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２５９号
千葉県船橋市田喜野井７丁目27番５号
債務者　冨永　　勝
１　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大石　聡子
４　破産債権の届出期間　平成30年５月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月10日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３１１号
千葉市稲毛区萩台町515番地３
債務者　笠川　賢治
１　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　合間　　利
４　破産債権の届出期間　平成30年５月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月11日午後２時
６　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４３３号
千葉市花見川区千種町337番地４　千種台ハイツＤ棟401号
債務者　関上　俊幸
１　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　金城未来彦
４　破産債権の届出期間　平成30年５月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月11日午前11時
６　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係